



令和7年度

# 国民健康保険税について

## 令和7年度 国民健康保険税 納期限

納期限は下表のとおりです。納期内の納付をお願いいたします。

### 口座振替、納付書での納付(普通徴収)

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 第1期       | 令和7年 7月 31日(木)  |
| (口座一括振替日) |                 |
| 第2期       | 令和7年 9月 1日(月)   |
| 第3期       | 令和7年 9月 30日(火)  |
| 第4期       | 令和7年 10月 31日(金) |
| 第5期       | 令和7年 12月 1日(月)  |
| 第6期       | 令和8年 1月 5日(月)   |
| 第7期       | 令和8年 2月 2日(月)   |
| 第8期       | 令和8年 3月 2日(月)   |

### 年金から差し引きの納付(特別徴収)

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 第1回 | 4月 令和7年 4月15日(火)   |
| 第2回 | 6月 令和7年 6月13日(金)   |
| 第3回 | 8月 令和7年 8月15日(金)   |
| 第4回 | 10月 令和7年 10月15日(水) |
| 第5回 | 12月 令和7年 12月15日(月) |
| 第6回 | 2月 令和8年 2月13日(金)   |

※納付の回数は、普通徴収の方は8回、特別徴収の方は6回となります。

国民健康保険は、みなさんが病気やケガをしたときに安心して医療が受けられる助け合いの制度です。

保険税がきちんと納められていないと制度を安定的に維持することができません。

誰もがいつでも安心して医療を受けられるように、**保険税は必ず納期内に納めましょう。**

## 国民健康保険税の計算方法 ※市のホームページ内でも計算できます。

下表の3つの項目ごとに算出し、合計した額が世帯の国民健康保険税額になります。



国民健康保険



|     | ① 医療保険分                             | ② 後期高齢者支援金分                      | ③ 介護納付金分                                 |
|-----|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------|
| 所得割 | 加入者全員の基準所得金額(※)<br>円 × 6.95%<br>= 円 | 加入者全員の基準所得金額<br>円 × 2.76%<br>= 円 | 40歳～65歳未満の方全員の基準所得金額<br>円 × 2.24%<br>= 円 |
| 均等割 | 加入者の人数<br>人 × 26,500円<br>= 円        | 加入者の人数<br>人 × 10,100円<br>= 円     | 40歳～65歳未満の方の人数<br>人 × 10,800円<br>= 円     |
| 平等割 | 一世帯につき 19,400円                      | 一世帯につき 7,500円                    | 40歳～65歳未満の方がいる場合<br>一世帯につき 6,600円        |

① 100円未満切捨 ② 100円未満切捨 ③ 100円未満切捨

① 円 + ② 円 + ③ 円 = 円

限度額 650,000円 限度額 240,000円 限度額 170,000円 限度額 1,060,000円

※加入者全員の基準所得金額とは、各被保険者の令和6年中の総所得金額等から、それぞれ43万円(合計所得金額2,400万円以下の場合)の基礎控除を差し引いた金額の合計額です。

## 保険税の納付は口座振替が原則です

保険税の納付は年金から差し引かせていただく場合を除き、**口座振替が原則**です。(納付方法は一括振替と各期振替があります。)

- 一括振替 第1期の納期限に年税額を指定の口座から振り替えます。  
年度途中に一括振替のお申込みをした場合、その年度は各期振替となり、翌年度から一括振替になります。

- 各期振替 第1期～第8期の各納期限に指定の口座から振り替えます。  
※振替できなかった場合は、その期別については再振替できませんので、督促状で納付してください。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。

口座振替制度



## 保険税の納め方

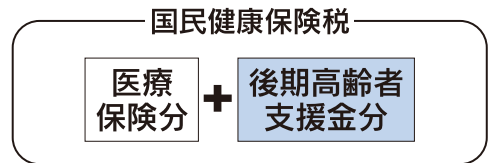
被保険者の資格管理は各都道府県で行われていますが、保険税の納付はお住まいの市区町村で行います。

保険税の納め方は、年齢によって異なります。



### 40歳未満の方

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて国民健康保険税として納めます。



#### 年度の途中で40歳になるとき

40歳になる月(誕生日が1日の人はその前月)から介護納付金分を納めます。

介護納付金分の税額は、40歳の誕生日月から3月分までを月割計算し増額となります。誕生月の翌月に国民健康保険税の変更通知を送付しますので、同封の納付書で納付してください。

## 納付方法

### 《普通徴収》

- 口座振替(原則)による納付(表面下部参照)
- 納付書による納付

納税通知書に同封の納付書で、納期限までに納付してください。  
金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア等、納付書裏面に記載の納付場所で納付してください。

※ペイジーマークがある納付書は「Pay-easy(ペイジー)」対応の金融機関において、銀行ATMやインターネットバンキングを利用して納付できます。

#### キャッシュレス決済で納付ができます。

- ・クレジットカードでの納付  
右記「地方税お支払サイト」より納付できます。
- ・スマートフォンアプリでの納付  
スマホアプリから納付書のeL-QRを読み込むだけで納付できます。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



地方税  
お支払サイト

- 加入の届出が遅れた方：最長3年間さかのぼって課税になる場合があります。
- 転入された方：前住所地に所得金額の問い合わせを行いますので、その結果により、後日、税額が変更となる場合があります。

### 保険税は世帯主が納めます

保険税は、世帯主が納めることになっています。このため、世帯主が勤務先の健康保険などに加入している場合でも、ほかの家族が国保に加入していれば、世帯主に納税通知書が送付されます。

世帯主



### 所得の申告は忘れずに！

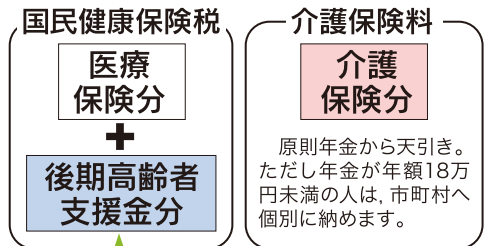
保険税の決定や軽減、高額療養費の自己負担限度額の算出や入院時の食事代などは世帯の所得の申告が必要です。確定申告や住民税の申告は必ずしてください。世帯の所得合計額が一定基準以下のときには、保険税が軽減される場合があります。



### 65歳以上 75歳未満の方

(介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて国民健康保険税として納め、介護保険分は介護保険料として別に納めます。



## 納付方法

### 《特別徴収》

世帯内の国保被保険者の全員が65歳以上75歳未満の場合は、原則として世帯主の年金から国民健康保険税が差し引かれます。

- 過年度に保険税の滞納がない方  
希望により口座振替に変更することができます。
- 新たに10月の年金支給分から特別徴収になる方  
第1期から第3期までは納付書での納付、第4期以降は年金からの差し引きによる納付となります。
- 以下の場合、普通徴収となり、年金からは差し引きされません。
  - ・世帯主が国保被保険者以外の場合
  - ・年金が年額18万円未満の人の場合
  - ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が基礎年金支給額の2分の1を超える場合

普通徴収についてはこちらをご覧ください。

### ● 75歳になると

国民健康保険から後期高齢者医療保険に変わります。(75歳の誕生月の前月に後期高齢者医療資格確認書等が送付されます。)

国民健康保険税は75歳の誕生月の前月分までを当初の課税時に月割計算しています。年金からの差し引き納付(特別徴収)していた方は納付書での納付(普通徴収)に変更になります。納税通知書に同封の納付書で納付してください。

## 保険税を納付する時期

保険税は国保に加入する資格が発生した月分から納めることになります。納期は市区町村により異なります。年度の途中で国保に加入、脱退した場合には月割りで計算して、納期限までに納めます。



#### 年度の途中で国保に加入した場合

例) 10月に加入した場合

→ 年間保険税の12分の6を納めます。



※加入の届出が遅れると、保険税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めることになります(遡及納付)。

#### 年度の途中で国保を脱退した場合

例) 11月に脱退した場合

→ 年間保険税の12分の7を納めます。



※ほかの健康保険などに加入した場合、届出が遅れると、保険税が二重払いになってしまうことがあります。

### 保険税は社会保険料控除の対象になります

1月1日から12月31日までの期間に納めた保険税は、その年分の確定申告・年末調整及び住民税申告の際に、社会保険料控除の対象となります。

### ● 特別な事情による減免制度

(※申請が必要になります。)

災害で住宅に損害を受けた場合など特別な事情により生活が困窮し、今後の国民健康保険税の納付が困難になった場合は、減免となる場合があります。

## 保険税の軽減について

下に該当するときは、保険税が軽減される場合があります。

### 所得が少ない世帯の場合(申請不要)

前年の世帯の総所得金額等が一定基準以下の場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。

| 世帯全員(世帯主+被保険者)の所得合計が                    | 軽減割合 |
|-----------------------------------------|------|
| 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下                | 7割   |
| 43万円+(30.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 5割   |
| 43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下   | 2割   |

※令和7年度分以降の国民健康保険税について適用。 ※軽減を受けるには世帯全員の所得申告が必要です。

### 未就学児がいる場合(申請不要)

| 世帯の軽減割合 | 未就学児均等割減額後 |
|---------|------------|
| 7割      | 5,490円     |
| 5割      | 9,150円     |
| 2割      | 14,640円    |
| 軽減なし    | 18,300円    |

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児の均等割額を5割減額します。  
※未就学児均等割減後の税額が限度額を超えている場合は、限度額が税額となります。 ※未就学児1人当たりの金額になります。

### 産前産後期間(※届出が必要になります。)

出産(予定)日が令和5年11月1日以降の方の産前産後期間の所得割額及び均等割額を4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)を軽減します。国保への届出は出産予定日の6か月前からできます。(母子健康手帳、本人確認書類が必要です。)

※委任状(別世帯の方が届出する場合)が必要 ※出産とは、85日以上の出産をいいます。  
※死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)、早産された方を含みます。  
※既に課税限度額に達している世帯は、軽減にならない場合があります。

### 非自発的離職者の場合(※申請が必要になります。)

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで非自発的離職者(雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者)となった65歳未満の人は、離職翌日から翌年度末までの保険税を算定するとき、前年の給与所得を30/100とみなします。申請の際、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給者資格通知が必要です。

### 後期高齢者医療制度に移行する場合(申請不要)

- ・世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、国保被保険者が1人になった場合、その世帯の医療保険分及び後期高齢者支援金分の平等割額が5日目まで2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。
- ・社会保険等から後期高齢者医療制度へ加入したため、その被扶養者(65歳以上)が国保に加入する場合、減免が適用になる場合があります。

## 保険税を滞納すると...

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、次のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

### 督促状

- ・納期限を過ぎると、督促状が送付されます。
  - ・延滞金が課せられることもあります。
- 確認の上、すみやかに納めてください。

### やむを得ない事情で納付が困難なとき

失業や病気、災害など、やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合は、お早めに、市役所1階「保険年金課A15番」窓口にご相談ください。

### 財産の差押

- ・不動産、給与、預貯金などの財産を調査し、差押を行います。

### 給付の差し止め

- ・国保の給付(療養費、高額療養費)の全部または一部が差し止めになります。
- ・さらに滞納が続くと、差し止められた給付額から滞納分が差し引かれます。
- ・限度額適用認定証の交付が受けられない場合があります。



**このような時は届出が必要です ※14日以内に届出をしてください。**

届出は市役所本庁のほか、各地区市民センター・各出張所でできます。

届出の際には、世帯主と加入するご家族の「**個人番号(マイナンバー)**」がわかるものをお持ちください。

|        | このような時                                                        | 届出に必要なもの                                                   |                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 加入するとき | ・ 宇都宮市に転入してきたとき                                               | 前住所地の転出証明書<br>※宇都宮市転入届出の際に併せて加入届出できる場合があります。               | 本人確認書類＊,<br>口座振替に登録する金融機関の通帳,<br>銀行届出印<br>(キャッシュカードのみで登録可能な場合があります。) |
|        | ・ 勤務先の健康保険をやめたとき<br>・ 任意継続被保険者でなくなったとき<br>・ 健康保険の被扶養者でなくなったとき | 健康保険資格喪失証明書                                                |                                                                      |
|        | ・ 子どもが生まれたとき                                                  | 母子健康手帳                                                     |                                                                      |
|        | ・ 生活保護を受けなくなったとき                                              | 保護廃止決定通知書                                                  |                                                                      |
|        | ・ 外国籍の人が加入するとき                                                | 在留カード、パスポート、通帳、銀行届出印<br>※在留資格が「特定活動」の方は「指定書」もお持ちください。      |                                                                      |
| 脱退するとき | ・ 宇都宮市から転出するとき                                                | 「資格確認書」等                                                   |                                                                      |
|        | ・ 勤務先の健康保険に加入したとき<br>・ 健康保険の被扶養者になったとき                        | 勤務先と国民健康保険両方の「資格確認書」等<br>※扶養家族がいる場合は、扶養家族全員の「資格確認書」等が必要です。 |                                                                      |
|        | ・ 生活保護を受けるようになったとき                                            | 保護開始決定通知書、「資格確認書」等                                         |                                                                      |
| その他の届出 | ・ 住所・氏名などが変更になったとき                                            | 「資格確認書」等                                                   | 本人確認書類＊                                                              |
|        | ・ 修学のために別に住所を定めるとき                                            | 「資格確認書」等, 在学証明書, 住民票(個人番号入り)の写し                            |                                                                      |
|        | ・ 「資格確認書」等を紛失・汚損したとき                                          |                                                            |                                                                      |
|        | ・ 外国籍の人が在留期間を更新したとき                                           | 「資格確認書」等、在留カード、パスポート<br>※在留資格が「特定活動」の方は「指定書」もお持ちください。      |                                                                      |

#### ＊本人確認書類

##### ●1枚で可能なもの(顔写真付)

個人番号(マイナンバー)カード・運転免許証・パスポート・在留カード・官公署発行の資格証明書 など

##### ●上記の書類がない場合は以下のものが2枚必要です。

病院の診察券・キャッシュカード・預金通帳・公共料金の領収書 など

◆個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない方は、個人番号の確認書類と本人確認書類の両方が必要となります。

◆届出は、本人のほか住民登録が同一世帯の方もできます。窓口へ届出に来られる方の本人確認書類が必要です。別世帯の方が届出する際は、加入する世帯の世帯主からの委任状と委任された方の本人確認書類が必要です。また、「資格確認書」等の再交付の届出も同様です。

◆郵送でできる届出もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

健康保険の  
加入・脱退



## 年に1回**特定健診**を受けましょう！ 40～74歳の方が対象

①～③のどれでも選べます。《①②は無料》

①**集団健診** ②**個別健診** ③**人間ドックとの同時健診(自己負担額があります)**

※ 受診には、「特定健康診査受診券」が必要です。対象者には毎年4月下旬に受診券が郵送されます。(年度途中で加入した方は、健康増進課までお問い合わせください。)

受診券がお手元ない場合は、再発行ができます。

《問い合わせ先 健康増進課 Tel 028-626-1129》

健診予約  
システムサイト



**詳しくは下記までお問い合わせください。**

#### 加入・脱退、税額について

保険年金課 国保税グループ  
(市役所1階 A14 番窓口)  
Tel 028-632-2320

#### 納税について(納税相談)

保険年金課 収納グループ・滞納整理グループ  
(市役所1階 A15 番窓口)  
Tel 028-632-2325、2309

#### 特定健診について

保険年金課 国保給付グループ  
(市役所1階 A13 番窓口)  
Tel 028-632-2316